

国内経済要録

◇国際開発協会（IDA）に加盟

12月22日「国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律」が成立、わが国は12月27日付をもって同協会に正式に加盟した。わが国の出資額は34百分ドル（総出資額の3.4%）。これに伴い本行は同協会保有の本邦通貨およびその他資産の寄託所となった。

◇ベトナム賠償関係輸出資金に輸出貿易手形制度を適用

ベトナム賠償の実施に伴い、本行はビルマ、フィリピンおよびインドネシア賠償の場合と同様、その円滑な実施に資するため、当該輸出関係所要資金につき輸出貿易手形制度（輸出前貸手形）の適用を認めることとした。

◇昭和36年度予算編成方針決定

政府は12月27日の閣議で36年度予算編成方針を次のとおり決定した。

国際経済の動向に即応しつつ通貨価値の安定と国際収支の均衡を確保し、経済の適正な成長に資することをめどとし、かつ財政の健全性を保持する方針のもとに国民所得の倍増を達成するため緊要な施策を推進する。とくに減税、社会保障および公共投資などの施策を重点的に実施する。

- (1) 所得税および法人税などを中心に平年度 1,130 億円程度の減税。租税特別措置の整理合理化。関税率の全面的改正。
- (2) 社会保障、生活環境などの施設の拡充、整備。労働の流動性の向上と産業別較差の縮小。消費者行政の機動的展開。
- (3) 道路整備新 5 か年計画の策定推進。
- (4) その他貿易の振興、対外経済協力の推進および中小企業の体质強化。補助金の整理合理化など。
- (5) 地方財政についても、国の財政と同一の基調により、水準の向上を図る。

◇昭和35年度一般会計予算補正第1号成立

12月22日、標記の補正予算が成立した。今回の補正是人事院勧告による公務員給与引上げが主たる内容であるが、来年度予算の一部肩代り的なものも含まれている。補正規模は従来の最高に達したが、財源は租税の大幅な自然増収によりまかなわれた。

(単位・億円)

歳入追加額		歳出追加額	
法 人 税	887	給与改善費	214
酒 税	216	災害関係費	291
所 得 税	149	社会保障・文教関係費	138
関 稅	92	不足補てん	
物 品 税	89	公立中学校校舎整備費	40
有 価 証 券 取 引 税	46	食管会計へ繰入れ	209
印 紙 収 入	35	産投会計へ繰入れ	120
		地方交付税交付金	361
		賠償等特殊債務処理費	68
		そ の 他	73
	計 1,514	計	1,514

(注) 35年度一般会計予算規模は今回の予算補正で 17,210 億円となつた。

なお35年度財政投融資計画も同時に改訂され、下記のとおり増額された。

(単位・億円)

原 資 増 額	運 用 増 額
産投会計	145
{前年度決算剰余金増 25}	輸出入銀行への出資 125
{一般会計より繰入 120}	商工中金への出資 20
	地 方 債 114
資金運用部(郵貯增加)150	年末金融対策 75
簡保年金	
39	
計 334	計 334

(注) 35年度財政投融資計画規模は今回の改訂で 6,275 億円（ただしうち産投会計の 120 億円は一般会計との重複分）となつた。

◇税制改正に関する答申

税制調査会は12月9日、内閣総理大臣に対し「当面実施すべき税制改正について」答申した。その要旨は次のとおり。

- (1) 国税、地方税を通じ、所得税と法人税の減税を中心に平年度約 1,400 億円の減税を行なう。
 - イ. 所得税では、配偶者控除の創設、扶養控除の引き上げ、専従者控除の拡充、給与所得控除の改正、中小所得者に適用される税率の緩和、退職所得の特別控除の限度額撤廃。
 - ロ. 法人税では、技術革新に即応する耐用年数の改訂、企業の株式資本充実に資するための配当課税の

改正、中小同族法人の留保所得課税の軽減。

- (2) 税負担の公平を図るため租税特別措置の整理、合理化を推進する。なお預貯金等利子課税については、分離10%課税の特例（36年3月末までの限時措置）を1年間延長する。
- (3) 地方税についても、国税の減税に対応し一部の減税を行なうほか、負担の均衡化を推進する。

◇食糧証券発行などの限度額改訂

食糧管理特別会計における証券（食糧証券）発行、一時借入金および国庫余裕金繰替使用の限度額は從来同特別会計法（第4条の2）により規定されていたが、同法の一部を改正する法律の成立（12月22日）に伴い、今後同限度額は外國為替資金特別会計における場合と同様、予算（総則）をもって国会の議決を経ることに改められた。なお今回の予算補正（特第1号）により、35年度における同限度額は從来の4,400億円から5,100億円へ引き上げられた。

◇商工中金および政府金融機関の貸出金利改訂

次の各金融機関では貸出金利の改訂を行なうこととなり、昭和36年1月1日より実施。

(1) 商工組合中央金庫

今回の補正予算に伴う政府出資の20億円増額（新資本金86億円、うち政府出資57億円）を機会に、次のように平均年利0.3%引下げ。

種 別	現 行	改 正	
		組 合 貸	構 成 員 貸
貸 付			
期限1年末満の貸付	日歩 2.6銭	日歩 2.5銭	日歩 2.55銭
期限1年以上2年末満の貸付	年利 9.7%	年利 9.4%	年利 9.5%
期限2年以上の貸付	年利 9.9%	年利 9.6%	年利 9.7%
割 引	日歩 2.6銭	日歩 2.5銭	日歩 2.55銭
当 座 貸 越	日歩 2.7銭	日歩 2.65銭	日歩 2.7銭

(2) 国民金融公庫

普通貸付および更生資金再貸付の現行基準利率年9.3%を9%に引下げ。

(3) 中小企業金融公庫

現行の貸付基準利率年9.3%を9%に引下げ。

(4) 北海道東北開発公庫

現行の貸付基準利率年9%を8.7%に引下げ。

(5) 医療金融公庫

機械購入資金および長期運転資金の現行貸付基準利率年9.3%を9%に引下げ。

(6) 日本輸出入銀行

輸入資金の現行貸付基準利率年4.5%を6.5%に、また海外投資の現行貸付基準利率年5%を7%にそれぞれ引上げ。